県庁・市役所の移転・再配置に関する報告

~2050年の福井を見据えた夢のある行政庁舎を目指して~

(福井市中心市街地における行政機能のあり方検討委員会報告書)

平成 26 年 8 月

福井商工会議所

目 次

| は | ۱ 💸 | H | ı — |
|----|-----|----|-----|
| 14 | し | עא | J |

| 1. | 行政を取り巻く社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・ | 3 |
|----|-----------------------------|---|
| 2. | 移転・再配置先の提案に関する基本コンセプト・・・・・・ | 6 |
| 3. | 行政庁舎の具体的移転・再配置先・・・・・・・・・・・ | 8 |
| 4. | 将来の行政庁舎に付加する機能について・・・・・・・1 | 5 |
| 5. | これからの行政庁舎とは・・・・・・・・・・1 | 6 |
| ŧ. | めわりに | |

はじめに

平成 25 年 3 月、福井県と福井市は「県都デザイン戦略」を策定した。ここでは、福井県の玄関口である中心市街地の空間形成や拠点整備といったハード面での整備計画を打ち出し、県都としての魅力を高め、人口減少や超高齢化といった社会変化に対応できるまちづくりの考え方を示しており、県都の将来像を県民と共有することで官民一体となったまちづくりを進めていくことを目的としている。

「県都デザイン戦略」の目玉の一つに、城址や中央公園を一体化した"福井城址公園"の整備計画がある。県庁舎、市庁舎を移転・再配置し、福井城址や中央公園などの周辺を福井城址公園として再編する、というものである。いうまでもなく県庁、市役所は県都福井市の中心市街地における最大級のオフィスビルであり、その立地は街に大きなインパクトを与える。それにもかかわらず「県都デザイン戦略」では、福井城址公園の整備に先立って行われるはずの県庁舎・市庁舎の移転・再配置場所について全く触れられていない。

福井商工会議所では、この県庁舎・市庁舎の移転・再配置先について検討する専門委員会を編成し、行政庁舎が移転・再配置されるとよい場所や 2050 年の庁舎に付加されるとよい機能について議論を行った。当報告書にまとめた提案は、現在の福井市中心市街地を考えると現実的とは言い難い部分も多々あるが、2050 年の福井を検討し導き出した提案であり、意見の一つだと受け止めていただきたい。当提案を皮切りに、県民・市民の皆様が行政庁舎の移転・再配置について関心を持ち、それぞれに議論していただけることを願うものである。

最後に、大変ご多忙にもかかわらず当検討会にご尽力賜った座長をはじめ、各委員、 オブザーバーの方々に深く感謝を申し上げたい。

平成 26 年 8 月

福井商工会議所県都活性化委員会 委員長 伊藤 仁一郎

1. 行政を取り巻く社会情勢の変化

福井県庁舎・福井市庁舎の移転・再配置場所の提案に入る前に、2050年、我が国および本県の行政を取り巻く社会情勢について確認しておきたい。

(1) 人口減少・超高齢社会の到来

① 我が国の人口動態について

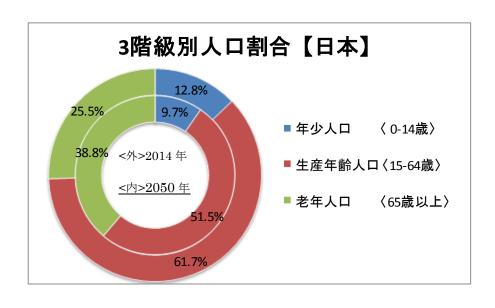
日本の人口は 2014 年 3 月 1 日現在 1 億 2,712 万人であるが、2050 年にはおよそ 9,707 万人になると推測される。2014 年と比較して人口が 2 割以上減少する。人口構成を見る 2050 年には老年人口比率が全体の約 4 割を占める「超高齢社会」となる。

人口減少に応じて行政が担う業務量も減少し、「国民全体の奉仕者」たる公務員の数も 必然的に減少していくこと見込まれる。

【日本の人口推移】

| | 区 分 | 2014年(現在) |) | 2050 | 年 | 増減割合 |
|---|------------------|--------------|---------|----------|----------|---------------------|
| 1 | 総 人 口 ※カッコ内は構成比率 | 12,712 万人 (1 | 00.0%) | 9,707 万人 | (100.0%) | $26.3\% \downarrow$ |
| 2 | 年少人口 〈 0 - 14 歳〉 | 1,633 万人 (| (12.8%) | 939 万人 | (9.7%) | $42.5\% \downarrow$ |
| 3 | 生産年齢人口〈15‐64歳〉 | 7,841 万人 (| (61.7%) | 5,001 万人 | (51.5%) | 36.2%↓ |
| 4 | 老年人口 〈65 歳以上〉 | 3,238 万人 (| 25.5%) | 3,767 万人 | (38.8%) | 16.3%↑ |

(出典:総務省統計局、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」)



② 福井県・福井市の人口動態について

下記の表は 2050 年に予想される福井県・福井市の人口動態および人口構成割合である。福井県の総人口は、2050 年には 27.7%減少し、57.3 万人となる。福井市においても総人口は 25.6%減少して 19.7 万人となり人口減少が顕著となる。老年人口の増減割合は福井県で 3.2%上昇し福井市でも 11.5%上昇することから超高齢社会の到来が読み取れる。

ここから分かるように福井県、福井市ともに全国平均を上回るペースで人口減少、高齢 化が進行する。

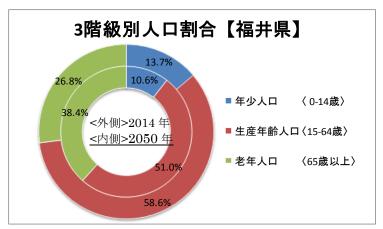
【福井県人口動態・構成割合】

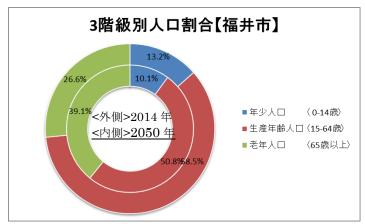
| | 区 分 | 2014 年 | | 2050 年 | | 増減割合 |
|---|------------------|---------|----------|---------|----------|---------------------|
| 1 | 総 人 口 ※カッコ内は構成比率 | 79.3 万人 | (100.0%) | 57.3 万人 | (100.0%) | $27.7\% \downarrow$ |
| 2 | 年少人口 〈 0 - 14 歳〉 | 10.9 万人 | (13.7%) | 6.1 万人 | (10.6%) | 44.0%↓ |
| 3 | 生産年齢人口〈15‐64歳〉 | 46.5 万人 | (58.6%) | 29.2 万人 | (51.0%) | $37.2\% \downarrow$ |
| 4 | 老年人口 〈65 歳以上〉 | 21.3 万人 | (26.8%) | 22.0 万人 | (38.4%) | 3.2%↑ |

【福井市人口動態・構成割合】

| | 区分 | 2014 年 | | 2050 年 | | 増減割合 |
|---|------------------|---------|----------|---------|----------|---------------------|
| 1 | 総 人 口 ※カッコ内は構成比率 | 26.5 万人 | (100.0%) | 19.7 万人 | (100.0%) | $25.6\%\downarrow$ |
| 2 | 年少人口 〈 0 - 14 歳〉 | 3.5 万人 | (13.2%) | 2.0 万人 | (10.1%) | $42.8\% \downarrow$ |
| 3 | 生産年齢人口〈15‐64歳〉 | 15.5 万人 | (58.5%) | 10.0 万人 | (50.8%) | 35.4%↓ |
| 4 | 老年人口 〈65 歳以上〉 | 6.9 万人 | (26.0%) | 7.7 万人 | (39.1%) | 11.5% ↑ |

(出典: ともに福井県 県都デザイン懇話会資料より抜粋)





(2) 社会インフラのイノベーション

行政の現場では既に IT の普及より、窓口に訪れることなく行政サービスが受けることが可能となっている。例えば、住基カードがあればコンビニの端末で住民票や印鑑登録証明を取得できる自治体がある(岐阜県大垣市、滋賀県彦根市など)。2050 年には IT の活用が現在よりさらに進んでおり、こうした社会インフラのイノベーションによって県民・市民が行政庁舎へ足を運ぶことの意味と必要性が変わっていることだろう。行政機能と手続きの仕組みが大きく変化し、庁舎の窓口やフロアのあり方も現状と大きく様変わりしていくことであろう。

(3) 行政の枠組みの変化

2050 年においては行政の枠組みも変化している可能性がある。十数年前、我々は平成の大合併を経験した。今後の人口減少により、道州制など行政の枠組みの議論が再燃しないとは断定できず、この点も念頭に置かなければならない。

(4) 行政を取り巻く外部環境の変化について(まとめ)

前述から導き出されるのは、将来行政庁舎に求められる要件は現在のものとは大きく様変わりするだろう、ということである。

人口減少や IT などの社会インフラの技術革新によって行政業務の減少と事務効率化が一層進み、必要職員数とスペースが減少する。県庁舎と市庁舎が、それぞれ一棟ずつ必要だという常識も過去のものになるかもしれない。不確実な事象を並べているが、今後の県庁舎や市庁舎の立地場所、機能を考える上で押さえておかなければならないポイントである。

2. 移転・再配置先の提案に関する基本コンセプト

前章で述べたとおり、2050年は現在と比べ社会情勢が大きく変化し、行政庁舎のあり方も今日とは違っているはずと考えられる。では、こうした情勢を見据えながら福井の行政庁舎はどうあるべきなのか。当委員会では、行政庁舎の移転・再配置先の提案に際して、下記3点を2050年の行政庁舎の基本コンセプト(前提条件)として議論を展開した。

基本コンセプト①「移転・再配置先は中心市街地とする」

福井県庁舎および福井市庁舎で勤務する職員はそれぞれ 1,000 名を超える。来訪者も考慮すると、両庁舎の存在は中心市街地の昼間人口維持と街の賑わいや近隣商業に与える恩恵も大きく、活性化に大きく寄与する。人口減少が進む福井市においてコンパクトで効率の良い街づくりは必然であり、行政庁舎も中心市街地にある方が望ましい。

基本コンセプト②「庁舎は一棟型にこだわらない」

前述の通り、2050 年には社会情勢が大きく変化し、行政の役割や住民との関係も大きく変化していると考えられる。もはや、行政庁舎が一棟型の巨大なオフィスビルである必要はなくなっている可能性もある。事実、他都市では部局ごとに分散配置させた分散型庁舎なども出てきている。また、県・市庁舎を一体型にした合同庁舎なども考えられえる。既存の行政庁舎のイメージにとらわれない、柔軟な発想で庁舎を考える必要がある。

基本コンセプト③「将来を見据えた多機能型庁舎とする」

将来の行政庁舎を考える際、オフィス機能だけではなく、さまざまな機能を持った多機能型庁舎にすることも考えられる。例えば市民の居住フロアや、商業施設が入居する行政庁舎である。近年、行政施設の運営を民間に委託するなど、両者が連携して施設を運営する手法が登場しており、民と官の垣根は年々低くなっている。これまでの行政庁舎では考えられなかった機能の組み合わせが今後増えてくるに違いない。限られた財源で質の高いサービスと効果を上げるために、行政事務に限定せずにさまざまな機能付加の可能性を探っていくべきである。この報告書においても、こうした提案をいくつか行っている。今日では法的には考えられないものもあるかもしれないが、当コンセプトに従った提案だとご理解いただきたい。

以上の基本コンセプトを踏まえながら、具体的な移転・再配置先について提案する。

3. 行政庁舎の具体的の移転・再配置先

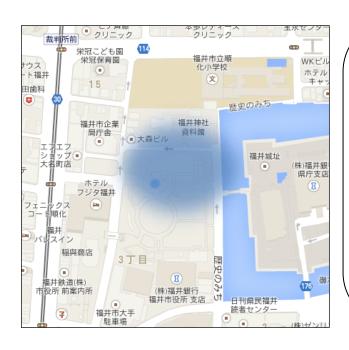
これまでの説明を踏まえて、行政庁舎の移転・再配置先を提案したい。あらかじめ断っておくが、移転・再配置に伴う所与の条件はあまり重視していない。なぜなら、あまりにも不確定な要素が多すぎるためである。これまでに述べた社会情勢の変化以外にも、県庁舎の移転再配置にはさまざまな前提条件や制約が考えられる。不確定要素を加味することには限界があり、また、全てに整合した提案は議論を著しく狭めてしまうからである。

したがって当報告書では一定のコンセプトに沿った移転・再配置先を提示し、そのメリット・デメリット、そしてその立地場所固有の付加機能を提案する。また、当提案では県庁舎と市庁舎の移転・再配置場所をあえて分けて考えず、ひとつのゾーンとしてのあり方を提示する。なぜなら、当提案は県・市両庁舎とも県都福井の中心市街地に配置することを前提条件としており、そのエリアを提案することが狙いだからである。一般的に"市民の窓口機能が重視される市庁舎は公共交通の利便の高い中心市街地に、そうでない県庁舎は中心市街地にこだわらずに"といった議論が展開されるが、当提案では前提条件として両庁舎とも中心市街地への立地が前提となっているため、どちらがどの場所といった特定の立地はあまり重要条件とはならない。今回提案したゾーンに県庁舎・市庁舎を別々に移転・再配置するか、または同じ場所するのか、さらなる検討が必要である。

まず、行政庁舎の移転・再配置先として考えられる案を5つ提示する。

次に、それぞれの案に対して立地場所、当地の場合に付加させたい機能、当地に移転・再配置した場合のメリット、デメリットを考察する。

(1) 福井城址の北側ならびに中央公園一帯・・・・ 種地(立地スペース) を考慮した案



- ・中心市街地に絶対的に不足している種地 (まとまった土地)について、比較的確保 しやすいであろう点を切り口とした提案。
- ・中央公園、福井神社、順化小学校の敷地の 一部または全部を活用し、行政庁舎と小学 校、神社を一体的に再整備する。
- ・中央公園と隣接する立地特性を生かし、多 目的ホールといった賑わいを生む集客施設 も設置する。
- ・庁舎と中央公園が一体となった賑わい創出 が可能となる。

≪提案の概要≫

①立地場所としての特性

- ・福井市中心市街地において行政庁舎を移転・再配置が可能な種地=「まとまった土地」が比較的 確保しやすいと判断できるのが、順化小学校や福井神社、福井中央公園といった一帯である。
- ・現在の庁舎と比べると JR 福井駅からは若干遠くなるが、付近に福井鉄道や京福バスの停留所があり公共交通機関によるアクセスは良好である。

②当地の場合、特に付加させたい機能

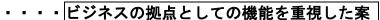
- ・既存の機能、つまり当地にもともと立地している順化小学校や福井神社については、複合施設として行政庁舎と一体空間の中に再整備する。(例大野市シビックセンター学びの里「めいりん」))
- ・中央公園は県民・市民の憩いの場の中心として位置づけ、庁舎に併設して市民が利用できる貸し 会議室、中規模ホールやアリーナ施設を設け、市民の文化・スポーツ・生涯学習活動の拠点とし て相乗効果を図る。

- ・中央公園との一体空間の中に行政庁舎を配置できるため、来庁舎などで公園を往来する人が増える。 行政側も主催の各種イベントに活用しやすくなる。
- ・中央公園をはじめ住民が集う貸し会議室、ホールやアリーナ(体育施設)が併設されることにより、 県内随一の文化ゾーンとして賑わいを創出できる。
- ・また、福井駅からの導線を考えると、中央公園や福井城址を通って庁舎に至る人の流れが生まれ、 効果的な人の回遊空間として機能する。駅〜城址公園(城址・中央公園)〜行政庁舎というゴー ルデンルートが形成され、県庁舎に訪れる県外客等へのアピールにも優れる。

④当地立地のデメリット

- ・県都デザイン戦略ではこのエリアを「福井城址公園」として整備する予定であり、既に福井市が 中央公園の再整備計画をスタートしているため、改めて城址公園整備の整合性が求められる。
- ・ 商店街と庁舎がこれまで以上に離れてしまうため、庁舎の職員等の来店機会が減少する恐れがある。

(2) 中央大通りに面した一帯(大手3丁目)





- ・大手 3 丁目の中央大通りに面する中央郵便 局や JA 農業会館、民間企業が立地する一画 を一体的に再整備し、このエリアに行政庁舎 を移転・再配置する。
- ・既に民間企業も集積するオフィス街区である ため、企業がテナント入居できるような官民 一体となった行政庁舎とする。
- ・現在の県・市庁舎から大きく離れていないため、街全体の構造に変化が少なく、ビジネスセンターとして賑わいの拠点となる。

≪提案の概要≫

①立地場所としての特性

・大手 3 丁目の中央大通りに面する中央郵便局や JA 農業会館、民間企業が立地する一画を一体的 に再整備し、このエリアに行政庁舎を移転・再配置する。

②当地の場合、特に付加させたい機能

- ・交通結節点である JR 福井駅前の好立地であり、既に各種の団体や民間企業オフィスが立ち並んでいるため、各種のオフィスがテナント入居できる行政庁舎とする。これにより、県都福井の中でも特にビジネスの拠点として位置づける。
- ・県営地下駐車場と連結させた地下駐車場を行政庁舎下に設ける。これにより車両によるアクセス が向上するとともに、地下駐車場を介して駅前商店街へもアクセスできる地下空間を形成する。
- ・大通りに面する利点を活かし庁舎にデザイン性・景観性をもたせることで、中心市街地の新たなランドマークとして県民・市民に親しまれる庁舎を実現する。

- ・公共交通機関によるアクセスはもちろん車でのアクセスもしやすくなる。
- ・行政庁舎とその他民間企業や各種団体のオフィスが一体的に集約されることで、ビジネスセンタ

- ーとして賑わいの拠点となる。
- ・現在の福井県庁舎、福井市庁舎と大きく離れていないため、街全体の構造が大きく変わらない。

④当地立地のデメリット

・中央大通りの交通量が増える可能性がある。

(3) 駅前の商業エリア一帯(中央1丁目)・・・・商業的賑わいを重視した案



- ・中央一丁目の商業エリアを再整備し、行 政機能と商業機能が一体となった庁舎 を設置するとともに、周辺空きビルも活 用する。
- ・中心市街地の真ん中に位置することか ら、官民協働のまちづくり拠点とする。
- ・庁舎を訪れる人の流れが商店街の真ん中 に出来るため、これまで以上に商店街へ の消費が誘発される。

①立地場所としての特性

・中心市街地随一の商業エリアである中央一丁目をターゲットゾーンとする。有効活用されていないゾーンにメインとなる行政庁舎を建設するとともに、周辺の空きビルを有効活用して行政庁舎を移転・再配置する。

②当地の場合、特に付加させたい機能

- ・庁舎の1~2階には商業施設をテナント入居させる。通常の小売店舗や飲食店の他、地元農産品 直売所や観光客向け土産品、地元ブランド商品などの販売を行う。
- ・行政庁舎をまちづくりの拠点と定め各種のまちづくり団体のオフィスを庁舎内に配置する。これにより、官民協働のまちづくり拠点としての機能を強化し、一体的な活動を促進する。
- ・駐車需要が増加すると想定されるため、周辺にできるだけ駐車場を確保する。(行政庁舎の地下に 県営地下駐車場と一体的に整備された大規模な地下駐車場を増設する)。

③当地立地のメリット

・公共交通機関によるアクセスが非常によい。また、商業ゾーンと一体となった庁舎であるため、 商業への大きな波及効果が生まれる。商店街に新たな賑わいが生まれるきっかけとなる。

4)当地立地のデメリット

・一方通行や狭い道が多いため、交通量が増えると周辺の混雑を誘発しかねない。

・土地所有者や商店など関係者が数か多く、調整に時間がかかる。

(4) 福井駅周辺の公共施設を中心とした一帯

・・・・・既存の公共施設を活用する案



- ・駅周辺の公共施設を中心に行政機能を分 散配置することで、公共交通機関による アクセスがしやすい行政庁舎とする。
- 駅周辺の空きテナントを活用することで、 駅前の空洞化を防止する。
- ・西口再開発ビルには多目的ホールやマン ションが内在するため、行政機能が付加 されれば多機能型施設が完成する。

①立地場所としての特性

・ J R 福井駅周辺には、現在建設中の西口再開発ビルやAOSSAなどの複合施設があるが、将来 これらの施設に空きスペースが生じる可能性がある(既にAOSSAは既に空きテナントが生じ ている)。そこで、これらの施設に窓口などのメインオフィスを入居させ、周辺の空きテナントや 空きビルに他の部署を分散配置させた行政庁舎とする。

②当地の場合、特に付加させたい機能

・AOSSAと西口再開発ビルには、既に多目的ホールや屋根付き広場といった市民の活動やイベントの拠点に加え商業施設やマンションが内在しているため、行政部署が入居すれば多機能型施設が完成する。

- ・県民・市民の利用頻度が高い部署が J R 福井駅周辺に配置されれば、公共交通機関によるアクセスがしやすい庁舎が実現する。
- ・各部局間の移動で行政職員の回遊が生まれ、また駅前商店街からほど近い場所に窓口が設置されることで、商店街への波及効果も期待できる。
- ・中心市街地の空きテナントや空きビルに部署を移転・再配置させることで、中心市街地の空洞化 を防止することができ、昼間人口の維持にも貢献できる。

④当地立地のデメリット

- ・ 庁舎が分散しているため、勤務する職員にとっては部署間の移動に労力がかかり、効率的な行政 運営を妨げる可能性がある。
- ・部署が分散しているため、来庁舎にとっては目的の部署がどこにあるかわかりにくく、混乱を招く可能性が高い。

(5) 現在の福井市役所の場所で建て替え・・・・・ 現地建て替え案



- ・現在の福井市庁舎を建て替えることで、移 転・再配置に伴う市民の混乱を防ぐ。
- ・中央公園と隣接する立地特性を生かし、多 目的ホールといった賑わいを生む集客施 設も設置する。
- ・庁舎と中央公園が一体となった賑わい創出 が可能となる。
- ・現在の福井市庁舎は車でのアクセスがしづ らいため、庁舎前に専用ロータリーを設け る。

①立地場所としての特性

・現在の福井市庁舎の場所に、新たな行政庁舎を建て替える。なお県庁舎も合わせて移転・再配置 する場合は、階層を高くするなどして、限られた敷地面積を有効に活用する。

②当地の場合、特に付加させたい機能

- ・(1) の提案同様、中央公園を県民・市民の憩いの場の中心として位置づけ、庁舎に併設して市民 が利用できる貸し会議室、中規模ホールやアリーナ施設を設け、市民の文化・スポーツ・生涯学 習活動の拠点として相乗効果を図る。
- ・現在の市役所前面道路は幅が狭く一時停車もしづらいため、バスや自家用車が乗り付けられるロータリーを庁舎正面に設ける。

- ・市庁舎については、これまでと庁舎の立地があまり変わらないため、移転に伴う土地の手当てな ど各種調整や手続きが少なくて済み、混乱が生じにくい。
- ・中央公園との一体空間の中に行政庁舎を配置できるため、来庁舎などで公園を往来する人が増える。行政側も主催の各種イベントに活用しやすくなる。
- ・中央公園をはじめ住民が集う貸し会議室、ホールやアリーナ(体育施設)が併設されることにより、 県内随一の文化ゾーンとして賑わいを創出できる。

4)当地立地のデメリット

- ・福井市役所は中央大通りから一本中に入った所にあるため、見通しが悪く分かりにくい。
- ・庁舎を訪れる方々の導線が今までと変わらないため、新しい人の流れが生まれにくい。

4. 将来の行政庁舎に付加する機能について

2章の基本コンセプト③でも述べたが、将来の行政庁舎には、これまでの行政庁舎の概念では考えられなかった機能が付加されてくるに違いない。3章の移転・再配置先の提案では、それぞれの場所に対して"当地の場合、特に付加させたい機能"を列挙したが、その他にも行政庁舎に付加することで、より住民の利便性が高まると考えられる機能が多数ある。その一例を下記に記載した。

〇マンション

- ・近年、中心市街地での都市型マンションの建設が増えている。都市型マンションは大規模な建物が必要であり、行政庁舎とマンションを一体的に整備することにより、土地が不足しがちな中心市街地において土地の有効活用が図られ、トータル的な建設コストも抑えることができる。
- ・また、行政庁舎とマンションが一体となることによって、昼夜間にわたる日常的な人口が 確保され、持続的な賑わいが生まれる。

〇病院

・超高齢社会の到来により、医療サービスが必要となる老年人口はこれまで以上に増加する。 公共交通の利便性が高い中心市街地に、車が使えない高齢者を対象に病院が立地するのは いわば必然であろう。病院もマンションと同様に大型の建物施設を必要とするため、土地 の有効活用の観点から行政庁舎との一体整備が考えられる。

〇保育園

・ 庁舎や周辺オフィスで働く人を下支えする施設で、中心市街地のオフィス誘致や居住促進 にもつながる。

〇青空駐車場

・中心市街地に発生した空き家や未利用地を集約させ、大型の青空駐車場を設ける。来庁者 はもちろん、駅前に来る方や観光バスも停められる利便性の高い駐車場を整備する。

〇食の拠点、地元産品・ブランド商品の販売

・レストラン街や市場といった、福井の食の素晴らしさを伝えられるような"食の拠点"や 地元産品、地元ブランド品の販売コーナーを設け、来庁者はもちろん観光客や一般市民に "福井の物産"をアピールしていく。

これらの機能は一例であり、他のさまざまなバリエーションも考えられよう。ここで、行政 機能以外の多様な機能を有した他県の庁舎を参考として紹介する。

【事例①】新潟県長岡市役所

- ・市役所の総合窓口をはじめ、議会や災害対策本部といった 市民のそばにあると良い部署を複合交流施設「アオーレ長 岡」に配置。同施設にはアリーナや屋根付き広場など交流 機能を有し、市民が集う場所として定着している。
- ・アリーナや会議室などの貸出スペースは、市民組織である 市民交流ネットワーク「アオーレ」が運営。
- ・市民と直接関係のない部署は近隣のビルへ分散させ、大型 庁舎を建設せず空きテナントの有効活用を実現。
- ・ J R 長岡駅から回廊でつながっており、雨にぬれずに行政 窓口を訪れることができる。



【事例②】福岡県北九州市戸畑区役所

- ・再開発事業の一環として多世代共生型の複合施設を区役所 と一体的に建設。高齢者向け市営住宅、分譲住宅、賃貸住 宅、保育所といった多様な世代の居住施設を整備すること でまちなか居住を促進している。
- ・区役所の屋上を緑化し、周辺居住施設に住む人や庁舎を訪れる方の交流の場として開放している。
- ・区役所の外壁全体に観覧席を設け、重要無形民俗文化財である「戸畑祇園大山笠」の観覧席として活用できる。



【事例③】栃木県栃木市役所

- ・栃木市の中心市街地にあった老舗百貨店が閉店。建物跡地 の有効活用策として、老朽化した栃木市役所本庁を跡地に 移転させた。
- ・2F~6F までが市役所フロアであり、1F に東武宇都宮百貨 店がテナント入居している。百貨店と市役所が一体となっ た珍しい庁舎を実現。
- ・収容台数に優れた 7F 建ての立体駐車場が併設しており、 百貨店および庁舎を訪れる方の利便性が高い。



5. これからの行政庁舎とは

ここまで、県庁舎と市庁舎の移転・再配置の「場所」と、その際に付加していくべき「機能」 について見てきた。最後に、将来の行政庁舎のあり方について考えてみたい。

前述の基本コンセプトにもつながることであるが、次の2つの方向性を提案したい。

①身の丈に合ったコンパクトな庁舎

・・・・都市の象徴(シンボル)として威容を誇るような建物は必要ではない

全国の地方都市を見まわしてみると、行政庁舎がその街の最大のオフィスビルというところも少なくない。かつては、むしろそれをねらって必要以上に立派な庁舎が多かったのも事実であろう。しかし地方財政が厳しい現在、街のシンボルとして高層階の威容を誇る庁舎を建設する必要なく、その発想自体時代遅れと言わざるを得ない。市街地において土地を有効活用するために高層化はやむを得ないが、必要最小限に留め身の丈に合ったコンパクトな建物を目指すべきである。そうした意味で、県庁所在地である福井市において、県・市庁舎が合同庁舎として1つのビルに入居するという考え方も成り立ち、非常に合理的と言えよう。

また、長岡市や栃木市の例にもあるように、既存の空きビルをリノベーションし入居したり、 民間ビルヘテナントとして入居するのも選択肢の一つであろう。 庁舎を分けて分散型にするの も、身の丈に合った庁舎を実現する最も端的な例であろう。

②民間等と連携し、その機能やノウハウを活用・・・・全てを行政が自前で行う必要はない。

上記①にもあるように、行政庁舎は一棟立ての巨大な建物である必要はなく、さらに言えば、 自らの所有物件である必要もない。民間ビルにテナントとして入居した方がコスト的にもサー ビスの質の面でも合理的であるケースもあろう。

また、民間や他の団体と連携して、庁舎と一体となった再開発や整備を行うことも考えられる。行政庁舎の抱える巨大な人員と集客力に加えて、さまざまな機能付加され、相乗効果でより大きな賑わい創出が可能となる。

一方、庁舎の運営管理を民間企業や団体に委託するケースも考えられる。指定管理者制度やPFI といった手法がこれに当たり、こうした管理・運営手法は既に全国で実施されており、これにより来館者が倍増したという事例もある(佐賀県武雄市,武雄市立図書館)。"餅は餅屋"というように柔軟な発想やノウハウを有する民間企業に庁舎の管理・運営を任せることも必要である。福井の行政庁舎が「役所」・「庁」といった、行政事務ビルのイメージから「~センター」・「~プラザ」・「~ホール」というように、市民に開かれた夢のある建物となることを期待したい。

~指定管理者制度~

- ・2003年に行われた地方自治法の改正により創設。
- ・地方自治体が民間企業を公共施設の管理者に指定、管理・運営を委託するもの。

~PFI事業~

- ・1999年に施工されたPFI事業に基づく管理運営手法。
- ・地方自治体とPFI事業契約を結んだ民間企業に、<u>公共施設の建設から維持・</u>管理、運営までを一括して委託するもの。

現在の県庁舎が福井城址内に竣工してから 30 年以上が経過した。この地への行政庁舎の立地には、建て替え当時から現在に至るまで、多くの関心と様々な意見が寄せられている。結城秀康公による築城以降、連綿とした歴史の遺構と物語が眠るこの地は、県民や市民にとって特別な地である。また、経済や文化面において各市町を牽引する県都の、最も象徴的なエリアとしても位置づけられる。高速交通体系の整備、人口減少・超高齢化等、県都を取り巻く環境が転換期を迎えるなか、この地を活用した個性あふれるまちづくりを求める機運が高まりつつあった。

そのようななか、平成 25 年 3 月、福井県と福井市が共同して立案した県都デザイン戦略にて、「県庁舎、市庁舎を移転・再配置し、城址、中央公園およびその周辺エリアに範囲を拡大した『福井城址公園』を整備する」と明記された。2050 年を目標年次とした長期の方策ではあるものの、県と市自らが移転・再配置を掲げた意味は非常に大きく、切られた舵を経済界が後押しすることは、県都の活性化、そして福井の発展に大いに資するものである。

この議論を一歩進めるべく設置された本検討委員会では、移転・再配置に係る基本コンセプトを整理した上で、県内におけるさらなる議論を喚起しようと、複数の移転・再配置先を具体的に提案させて頂いた。「中心市街地への立地」、「一棟型にこだわらない」、「多機能型庁舎」を基本コンセプトとし、各案はそれに沿う 5 つの選択肢として導いたものであり、重視する観点が異なるとともにメリット・デメリットにも違いがある。一方で、コンセプト以外の観点には重きを置いておらず、実現に向けては、重要な所与の条件である移転・再配置先の所有者や利用者等の理解と協力が欠かせないことを付け加えねばならない。

詳細は報告書本編に譲るとして、ここではそもそも「いま、なぜ移転・再配置なのか」について、次の3点を指摘したい。第一に、福井城址およびその周辺を県民や市民等に開放するため。現在の県都を形作ったのは北ノ庄城であり、その歴史を目に見える形で伝えることは、まちづくりの第一歩となるとともに、新たな来訪者を招き入れることにもつながる。第二に、様々な投資を呼び込む起爆剤とするため。移転・再配置先では、その職員をターゲットとした経済活動が生じるとともに、庁舎自体が行政機能以外の多様な機能を新たに備えることで、にぎわい拠点としての役割をも担い、それが周りへと波及することも期待できる。第三に、不確定要素を消し去るため。北陸新幹線の県内延伸と福井駅西口再開発の実現する時期がほぼ確定したいま、県庁舎と市庁舎の移転・再配置は、今後の中心市街地における最もインパクトのある変動要因とも言える。その先が確定に向け前進することによって投資判断が下しやすくなる。

本報告書が、移転・再配置の直接の関係者である県と市はもちろんのこと、中心市街地に関わる事業者や県民・市民に広く共有され、賛否を問わず議論の出発点となることを期待して止まない。さらには各所にて、移転・再配置先や行政庁舎に求められる機能の精緻な検討、そして跡地利用についての積極果敢な提案へと展開されれば、それは望外の喜びである。

最後に、本検討委員会のとりまとめに当たり、業務多忙の折、ご指導ご協力を賜った関係機関、 関係者の方々に、この場を借り厚く御礼を申し上げる。

平成 26 年 8 月

福井市中心市街地における行政機能のあり方検討委員会 座長 福井県立大学 地域経済研究所 講師 江川誠一

委員会 検討経過報告

第1回 日 時:平成25年7月16日

会 場:福井商工会議所ビル 2階 会議室B

内 容:・県都デザイン戦略の再確認

• 自由意見交換

第2回 日 時: 平成25年9月20日

会場:福井商工会議所ビル 6階 特別会議室

内 容:行政庁舎にあるとよい機能について

第3回 日 時: 平成25年12月3日

会場:福井商工会議所ビル 2階 会議室B

内容:・長岡市庁舎の移転について

・行政庁舎の移転・再配置場所について

第4回 日 時: 平成26年3月25日

会 場:福井商工会議所ビル 2階 会議室A

内 容:行政庁舎の移転・再配置場所について

第5回 日 時:平成26年6月4日

会 場:福井商工会議所ビル 2階 会議室B

内容:・「福井市中心部における行政機能のあり方検討委員会」

報告書(案)について

中心市街地における行政機能のあり方検討委員会 委員・オブザーバー ◇委員・オブザーバー(順不動・敬称略)

| | | 氏名 | 所属・役職など | 備考 |
|---|---|--------|--------------------|---------------------------|
| 座 | 長 | 江川 誠一 | 福井県立大学 地域経済研究所 講師 | 学識経験者 |
| 委 | 員 | 伊藤 仁一郎 | 伊藤電機設備(株) 社長 | 県都活性化委員会委員長 (電機工事) |
| 委 | 員 | 小川 明彦 | (株)大津屋 社長 | 県都活性化委員会副委員長 (小売・サービス) |
| 委 | 員 | 開発毅 | (資)開花亭 代表社員社長 | 県都活性化委員会委員 (飲食) |
| 委 | 員 | 海道 映諄 | (株)海道時計店 社長 | 県都活性化委員会委員 (小売) |
| 委 | 員 | 天谷 幸弘 | 京福電気鉄道(株) 常務 | 県都活性化委員会委員 (バス・鉄道) |
| 委 | 員 | 大野 仁志 | 西武福井店 (株)そごう・西武 店長 | 県都活性化委員会委員 (小売) |
| 委 | 員 | 瀧波 忠昭 | (株)タキナミ 会長 | 県都活性化委員会委員 (不動産) |
| 委 | 員 | 仙坊 幸治 | (協)福井県建築設計監理協会 理事長 | 県都活性化委員会委員 (建築) |
| 委 | 員 | 加藤 幹夫 | (一社)福井市商店街連合会 副会長 | 地域団体 代表 (駅前商店街) |
| 委 | 員 | 宮﨑 和彦 | 福井商工会議所 常務理事 | |

| オフ゛サ゛ーハ゛ー | 白嵜 淳 | 福井県総合政策部 交通まちづくり課 |
|-----------|-------|-------------------|
| オフ゛サ゛ーハ゛ー | 高木 直茂 | 福井県総合政策部 交通まちづくり課 |
| オフ゛サ゛ーハ゛ー | 増永 孝三 | 福井市総務部 総合政策室 |

| | 寺川 直輝 | 福井商工会議所 | 地域振興部 部長 |
|-----|-------|-----------|-------------|
| 事務局 | 齋藤 芳典 | <i>''</i> | 産業·地域振興課 課長 |
| 争伤问 | 永田 幸也 | " | 産業·地域振興課 係長 |
| | 藤原 卓也 | " | 産業·地域振興課 |